



平成16年11月22日

各 位

会 社 名	名古屋鉄道株式会社
代 表 者 名	取締役社長 木 村 操
コ ー ド 番 号	9048
上 場 取 引 所	東証・名証第一部
問 合 せ 先	常務取締役財務部長 手 嶋 義 彦 TEL 052-588-0821

転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成16年11月22日開催の取締役会において、130%コールオプション条項付第8回無担保転換社債型新株予約権付社債及び130%コールオプション条項付第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

<はじめに>

当社は、平成15年1月に、将来にわたる経営基盤を確立し、経営環境の変化に迅速に対応できる企業グループを構築する為に、平成15～17年度の3年を計画期間とする「名鉄グループ新中期経営計画」を策定し、現在目標達成に向けて努力しているところであります。

減損会計を早期に導入した平成16年度は、平成16年10月にバス事業を分社化し、平成16年11月には国土交通大臣から不採算の著しい岐阜600V線区の廃止許可を得るなど、多面にわたり経営改善に全力を尽くしております。一方、間近に控えた中部国際空港開港に先立ち、平成17年1月29日からは空港線の運行を開始し鉄道事業での更なる伸展を図るほか、平成17年3月25日に開幕する愛知万博など、この地域にとって待ち遠しい事業の進捗もあり、最終年度である平成17年度にはこの計画を達成したいと考えております。

<資金調達の目的等>

今般の転換社債型新株予約権付社債発行による調達資金は、新造車両や駅施設の改修など鉄道事業の設備投資及び不動産賃貸事業への投資に充ちたいします。また、中期的には、新株予約権付社債の株式への転換により株主資本が増強され、財務体質の強化を図ることができ、「名鉄グループ新中期経営計画」をより実りのあるものにできると考えております。

記

第8回無担保転換社債型新株予約権付社債

- 社 債 の 名 称 名古屋鉄道株式会社130%コールオプション条項付第8回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。）
- 社 債 総 額 金100億円

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第8回及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 各社債の金額 金100万円の1種
4. 社債券の形式 無記名式利札付とする。
5. 利率 未定(年0.0%を仮条件とする。)
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成16年12月1日(水)に決定する予定。
6. 発行価額 本社債額面100円につき金100円。
ただし、各本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7. 発行価格(募集価格) 本社債額面100円につき金100.5円。
8. 償還価額 本社債額面100円につき金100円。
ただし、繰上償還の場合は、第18項第(3)号または第(4)号に定める価額とする。
9. 分割譲渡の禁止 商法341条ノ2第4項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
10. 償還期限 平成22年3月31日(水)
11. 募集開始日 平成16年12月2日(木)
12. 申込期日 平成16年12月7日(火)
13. 払込期日 平成16年12月8日(水)
14. 募集の方法 一般募集
15. 物上担保・保証の有無 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
16. 財務上の特約 担保提供制限、担保附社債への切替条項、特定資産の留保及び利益維持条項が付されている。
17. 利払日 毎年3月31日及び9月30日
18. 償還の方法及び期限
- (1) 本社債は、平成22年3月31日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還及び買入消却に関しては、本項第(3)号ないし第(5)号に定めるところによる。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。
- 平成16年12月9日から平成17年3月31日まで金105円
- 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで金104円
- 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで金103円
- 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで金102円
- 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで金101円
- 平成21年4月1日から平成22年3月30日まで金100円
- (4) 130%コールオプション条項
当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある第19項第(7)号に定める転換価額の130%以上であった場合、平成18年4月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。
- (5) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。かかる買入消却の場合、当社は当該本社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
19. 本新株予約権の内容
- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10,000個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は100%とする。
- (2) 新株予約権の発行価額
無償とする。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第8回及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)により当社が当社の普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を移転(以下当社の普通株式の発行または移転を当社の普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号 に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使請求期間
本社債の社債権者は、平成17年1月4日から平成22年3月30日(第18項第(3)号または第(4)号に定めるところにより、平成22年3月30日以前に本社債が繰上償還される場合には当該償還日の前銀行営業日)までの間(以下「行使請求期間」という。)いつでも、行使請求することができる。ただし、行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することはできない。
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
- (6) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
当社が第18項第(3)号または第(4)号に定めるところにより本社債を繰上償還する場合には、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。
- (7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、平成16年12月1日(水)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に1.05を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。なお、上記の計算の結果算出される転換価額が306円を下回るときは、本社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本項第(9)号または第(10)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (9) 転換価額の下方向修正
平成18年12月8日(以下「決定日」という。)まで(当日を含む。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある5連続取引日の当該普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた金額)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本号 に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。
本号 の規定に関わらず、本号 により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本項第(10)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。
本号 または により修正された転換価額は、平成18年12月25日(以下「効力発生日」という。)以降、これを適用する。
決定日の翌日から効力発生日までの間に、本項第(10)号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本号 または による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第8回及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 転換価額の調整

当社は、本社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社の普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、株式分割により普通株式を発行する場合、時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。

(11) 代用払込に関する事項

商法 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

(12) 新株予約権の行使により交付された当社の普通株式に対する最初の配当金

本新株予約権の行使請求により交付された当社の普通株式の最初の配当金または商法 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

20. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権は消却されるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率（上限年 0.1%）及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的価値と、本新株予約権に内在する理論的な価値及び市場環境等を考慮した本新株予約権の価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、転換価額は平成 16 年 12 月 1 日（水）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 1.05 を乗じて算出される金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとした。

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 21. 社債管理会社 | 株式会社UFJ銀行（代表）株式会社三井住友銀行 |
| 22. 登録機関 | 株式会社UFJ銀行 |
| 23. 元利金支払事務取扱者 | 株式会社UFJ銀行、大和証券エスエムビーシー株式会社 他 |
| 24. 行使請求受付場所 | 名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部 |
| 25. 行使請求取次場所 | 株式会社UFJ銀行、大和証券エスエムビーシー株式会社 他 |
| 26. 引受会社 | 大和証券エスエムビーシー株式会社を主幹事とする引受証券会社団 |
| 27. 申込取扱場所 | 引受会社の本店及び国内各支店 |
| 28. 引受会社の対価 | |

本社債の引受手数料は、額面 100 円につき金 1 円 50 銭とする。また、本社債の発行価格（募集価格）と引受会社が当社に払い込む金額である本社債の発行価額との差額の総額は引受会社の手取金となる。

- | | |
|---|---|
| 29. 取得格付 | BBB+：株式会社格付投資情報センター
BBB+：株式会社日本格付研究所 |
| 30. 上場申請の有無 | 有 |
| 31. 保管振替機構への同意 | 平成 16 年 11 月 22 日同意書提出 |
| 32. 本社債利率を年 0.0%とする場合は、第 4 項記載の社債券の形式は無記名式とし、第 5 項に定める利率は利息を付さないとし、第 17 項記載の利払日については該当事項がないものとし、第 23 項記載の元利金支払事務取扱者は償還金支払事務取扱者と読み替える。 | |
| 33. その他本社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役に一任する。 | |
| 34. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 8 回及び第 9 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債

- | | |
|----------------|---|
| 1. 社債の名称 | 名古屋鉄道株式会社130%コールオプション条項付第9回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を以下「本新株予約権」という。） |
| 2. 社債総額 | 金100億円 |
| 3. 各社債の金額 | 金100万円の1種 |
| 4. 社債券の形式 | 無記名式利札付とする。 |
| 5. 利率 | 未定（年0.0%を仮条件とする。）
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成16年12月1日（水）に決定する予定。 |
| 6. 発行価額 | 本社債額面100円につき金100円
ただし、各本新株予約権は無償にて発行するものとする。 |
| 7. 発行価格（募集価格） | 本社債額面100円につき金100.5円。 |
| 8. 償還価額 | 本社債額面100円につき金100円。
ただし、繰上償還の場合は、第18項第(3)号または第(4)号に定める価額とする。 |
| 9. 分割譲渡の禁止 | 商法341条ノ2第4項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 10. 償還期限 | 平成24年3月30日（金） |
| 11. 募集開始日 | 平成16年12月2日（木） |
| 12. 申込期日 | 平成16年12月7日（火） |
| 13. 払込期日 | 平成16年12月8日（水） |
| 14. 募集の方法 | 一般募集 |
| 15. 物上担保・保証の有無 | 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 16. 財務上の特約 | 担保提供制限、担保附社債への切替条項、特定資産の留保及び利益維持条項が付されている。 |
| 17. 利払日 | 毎年3月31日及び9月30日 |
| 18. 償還の方法及び期限 | <p>(1) 本社債は、平成24年3月30日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還及び買入消却に関しては、本項第(3)号ないし第(5)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>平成16年12月9日から平成17年3月31日まで金107円
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで金106円
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで金105円
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで金104円
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで金103円
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで金102円
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで金101円
平成23年4月1日から平成24年3月29日まで金100円</p> <p>(4) 130%コールオプション条項
当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある第19項第(7)号に定める転換価額の130%以上であった場合、平成18年4月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は本社債の額面100円につき金100円とする。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> |

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第8回及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (5) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。かかる買入消却の場合、当社は当該本社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

19. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10,000個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は100%とする。

(2) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）により当社が当社の普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を移転（以下当社の普通株式の発行または移転を当社の普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

本社債の社債権者は、平成17年1月4日から平成24年3月29日（第18項第(3)号または第(4)号に定めるところにより、平成24年3月29日以前に本社債が繰上償還される場合には当該償還日の前銀行営業日）までの間（以下「行使請求期間」という。）いつでも、行使請求することができる。ただし、行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することはできない。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。

(6) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が第18項第(3)号または第(4)号に定めるところにより本社債を繰上償還する場合においては、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

(7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、平成16年12月1日（水）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に1.03を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。なお、上記の計算の結果算出される転換価額が306円を下回るときは、本社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本項第(9)号または第(10)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(9) 転換価額の方修正

平成18年12月8日（以下「第一決定日」という。）及び平成22年6月4日（以下「第二決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある5連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた金額）が、各決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本号に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。

本号の規定に関わらず、本号により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が各決定日までに本項第(10)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第8回及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本号 または により修正された転換価額は、第一決定日に転換価額が修正された場合には平成 18 年 12 月 25 日以降、第二決定日に転換価額が修正された場合には平成 22 年 6 月 21 日（以下この各日を「効力発生日」という。）以降、これを適用する。

各決定日の翌日からそれぞれの効力発生日までの間に、本項第(10)号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本号 または による修正が各決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額をそれぞれの効力発生日以降に有効な転換価額とする。

(10) 転換価額の調整

当社は、本社債の発行後、時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社の普通株式を新たに発行または当社の有する当社の普通株式を処分する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社の普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、株式分割により普通株式を発行する場合、時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。

(11) 代用払込に関する事項

商法 341 条ノ3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

(12) 新株予約権の行使により交付された当社の普通株式に対する最初の配当金

本新株予約権の行使請求により交付された当社の最初の普通株式の配当金または商法 293 条ノ5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日にそれぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

20. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権は消却されるなど本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率（上限年 0.1%）及び発行価額等その他の発行条件により得られる経済的価値と、本新株予約権に内在する理論的な価値及び市場環境等を考慮した本新株予約権の価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、転換価額は平成 16 年 12 月 1 日（水）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 1.03 を乗じて算出される金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとした。

- 21. 社債管理会社 株式会社UFJ銀行（代表）株式会社三井住友銀行
- 22. 登録機関 株式会社UFJ銀行
- 23. 元利金支払事務取扱者 株式会社UFJ銀行、UFJつばさ証券株式会社 他
- 24. 行使請求受付場所 名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店証券代行部
- 25. 行使請求取次場所 株式会社UFJ銀行、UFJつばさ証券株式会社 他
- 26. 引受会社 UFJつばさ証券株式会社
- 27. 申込取扱場所 引受会社の本店及び国内各支店並びに営業所
- 28. 引受会社の対価

本社債の引受手数料は、額面 100 円につき金 1 円 60 銭とする。また、本社債の発行価格（募集価格）と引受会社が当社に払い込む金額である本社債の発行価額との差額の総額は引受会社の手取金となる。

- 29. 取得格付 BB B+：株式会社格付投資情報センター
BB B+：株式会社日本格付研究所

- 30. 上場申請の有無 有
- 31. 保管振替機構への同意 平成 16 年 11 月 22 日同意書提出
- 32. 本社債利率を年 0.0%とする場合は、第 4 項記載の社債券の形式は無記名式とし、第 5 項に定める利率は利息を付さないとし、第 17 項記載の利払日については該当事項がないものとし、第 23 項記載の元利金支払事務取扱者は償還金支払事務取扱者と読み替える。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 8 回及び第 9 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

33. その他本社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役に一任する。
34. 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第8回及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 19,650 百万円については、全額設備資金に充当する予定であります。

(2) 過去5年間に行われたエクイティ・ファイナンスにより調達した資金の使途の変更
該当事項はありません。

(3) 調達資金による会社収益への影響

今回の新株予約権付社債発行による調達資金につきましては、全額設備資金に充当する予定であり、これにより収益の増加に寄与するものと考えます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、鉄道事業の公共的使命の達成を図るため、長期にわたり安定的な経営に努めるとともに、安定した配当を維持することを基本としています。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記方針に基づき、各決算期の経営環境、業績等を総合的に勘案して決定していきたいと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の企業体質の強化に活用するための設備投資に充当してゆきたいと考えております。

(4) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	0.66円	74.03円	6.96円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	3.50円 (2.25円)	-円 (-円)	2.50円 (-円)
実績配当性向	532.9%	-%	35.9%
株主資本利益率	0.3%	-%	3.8%
株主資本配当率	1.7%	-%	1.4%

(注)1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近(平成16年10月末)の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は12.7%となる見込みです。

(注) 潜在株の比率は、既に発行されている第7回無担保転換社債及び今回発行する第8回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数を直前の発行済株式総数で除したものです。

第8回無担保転換社債型新株予約権付社債の予想転換価額：377円(平成16年11月19日の東証終値359円の5.0%アップ)

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の予想転換価額：370円(平成16年11月19日の東証終値359円の3.0%アップ)

発行済株式総数：828,202,050株(平成16年10月末現在)

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

ご注意：この文書は、当社が130コールオプション条項付第8回及び第9回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	310 円	327 円	310 円	362 円
高 値	382 円	343 円	374 円	411 円
安 値	304 円	291 円	309 円	356 円
終 値	329 円	312 円	362 円	359 円
株 価 収 益 率	498.4 倍	- 倍	52.0 倍	- 倍

(注)1.平成 17 年 3 月期の株価については、平成 16 年 11 月 19 日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。

以 上

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 8 回及び第 9 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。